◎新潟県告示第1329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月６日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　一般国道　403号

２　供用開始の区間

南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1442番１から同郡同町大字田上字山田丙1197番11まで

３　供用開始の期日　　平成24年11月６日